

特許庁

報道資料

報道時点 2023年7月30日(日)正午

配布 2023年7月28日(金)14:30

日・米進出企業、特許審査ハイウェイ (PPH) で
早ければ3ヶ月内に特許獲得

- 特許庁、日・米と協力して「特許審査ハイウェイ (PPH) 改善政策」施行(8月1日から) -
- 特許審査ハイウェイ (PPH) 各審査段階における平均処理期間を3ヶ月に設定 -
- 効果的な知財権戦略樹立及び海外市場進出に助けを期待 -

特許庁(庁長：イ・インシル)は、8月1日(火)から日本・米国との協力の下で、特許審査ハイウェイ (PPH)*出願時、各審査段階における処理期間を平均3ヶ月に設定する「特許審査ハイウェイ (PPH) 改善政策」を施行すると30日明らかにした。

特許審査ハイウェイ (PPH) 優先審査決定後、早ければ3ヶ月内に特許獲得が可能になり、韓国企業の効果的な知財権戦略樹立及び海外市場進出に役立つものと期待される。

- * Patent Prosecution Highway : ある国の特許庁で特許の可能性が認められた出願に対し、他国の特許庁で迅速に審査する国際協力プログラム

〈「特許審査ハイウェイ (PPH) 改善政策」の主要内容〉

既存には、特許審査ハイウェイ (PPH) で優先審査する場合、最初の審査通知発送を4ヶ月以内に管理したが、この期間を3ヶ月以内に早めて管理することにした。また、出願人が答弁書を提出した後、次の審査通知をする期間も3ヶ月以内に管理するように規定を整備した。今後、日・米・韓に特許審査ハイウェイ (PPH) を申請した出願人は、早ければ優先審査決定後、3ヶ月以内に特許登録も可能になるものと期待される。

〈「特許審査ハイウェイ (PPH) 改善政策」の概要〉

目標	変更前	変更後
①期間	4ヶ月になる最後の日 [特許実用新案審査事務取扱規定第66条]	3ヶ月以内
②期間	規定無し	3ヶ月以内

①期間：特許審査ハイウェイ (PPH) 優先審査決定後、1次審査通知 (Office Action)*までの平均期間

- * 1次審査通知は、最初拒絶理由通知、登録決定を含む

②期間：1次審査通知に対する出願人の答弁書提出期間以降、次の審査通知 (登録/拒絶等の最終処分を含む) までの平均期間

〈推進背景及び期待効果〉

特許審査ハイウェイ (PPH) 出願の審査時期に対する予測性を高めるために先進5つの特許庁 (IP5)*間の論議があり、昨年、日・米が「特許審査ハイウェイ (PPH) 改善政策」を施行して、各審査段階における処理期間を3ヶ月以内に設定した。韓国特許庁も去る6月、韓・米知財権分野深化協力業務協定 (MOU) を契機に、この政策に積極参加することに決定し、相互主義に従ってこれと同等のサービスが提供されるだろう。

★ 先進5つの特許庁：大韓民国特許庁 (KIPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、日本国特許庁 (JPO)、欧州特許庁 (EPO)、中国知識財産権局 (CNIPA)

日・米・韓の他にも様々な国家が改善政策に合流する場合、世界市場を目標にする企業は各国の審査時期を予測しやすくなる。これに通じて、企業は自社の知的財産を体系的に管理し、世界市場進出もより戦略的に遂行できるものと見られる。

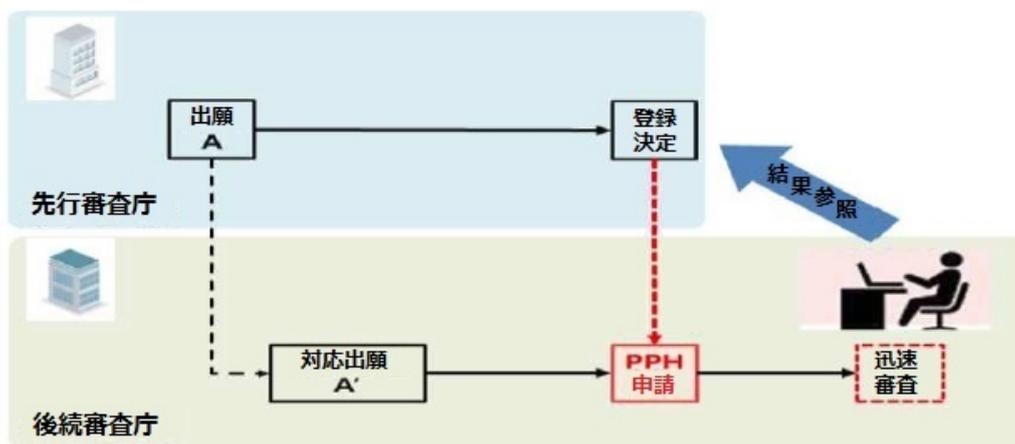
イ・インシル特許庁長は、「今回の改善政策は、韓国に入ってくる外国企業に特許登録まで予想される期間を正確に提供することにより信頼を与え、このような恵沢が日本と米国に出願する韓国企業にそのまま適用され得るものと見られる」とし、「今後も、韓国企業の世界市場進出に役立つように、特許分野の国際協力を強化していく」と明らかにした。

※ 添付：特許審査ハイウェイ (PPH) 制度の現況

担当部署	特許審査企画局 特許制度課	責任者	課長 ジャ・スングァン (042-481-5063)
		担当者	事務官 イ・ダナ (042-481-5400)

添付 特許審査ハイウェイ(PPH)制度の現況

□ (内容) 先行庁で国内審査(PPH)・PCT国際調査(PCT-PPH)を通じて特許可能であると判断した出願に対し後続庁で参照して早く審査



□ (対象国家) 韓国特許庁は37カ国特許庁(特許機構を含む)とPPHを施行中



□ (効果) ① 迅速審査, ② 高い登録可能性, ③ 審査手続き減少による費用節減